

第 5028 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月18日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ 現金主義の適用者と消費税率の改正

Q：私は現金主義を採用している個人事業者です。消費税率が改正されましたが、何か注意することはありますでしょうか？

A：適用税率は現金主義ではなく、発生主義によりますので注意してください。

【解説】

青色申告者のうち一定の小規模事業者は、届出をすれば、収入や費用の計上時期を現金の出し入れを基準とする、いわゆる「現金主義」を採用することが所得税において認められています。

※小規模事業者とは、その年の前々年の不動産所得及び事業者所得の合計額（事業専従者給与の額を必要経費に算入しないで計算した金額）が300万円以下である事業者をいいます。

その関係から、消費税でもこの適用を受けている事業者については、資産の譲渡等及び課税仕入れの時期を対価の額を収入した日及び費用を支出した日とすることができます。

ところで、消費税率が改正された平成26年3月31日を挟む取引ですが、消費税の適用税率については、発生主義によることとなっていますので、現金主義を採用していても、3月末までに資産の引渡しをしたものについては、4月以後に対価の額を収入した場合であっても改正前の5%を適用して消費税額を計算します。この点に注意していただくとともに、改正前の取引なのか、改正後なのかをきちんと区分して整理しておきましょう。

